

ウィルス感染の既往のある患者の移植登録条件について

1) HIV

HIV 抗体陽性であっても、現在薬物治療により PCR 陰性を維持している患者は海外では登録可能としている施設もあるが、我が国においては引き続き登録不可とする。

2) HTLV-1/2

最近、陽性例は激減しているが測定は当面の間継続する。神経内科や血液内科の専門医による評価を考慮して、個別に移植適応を判断する。

3) HBV

肝硬変や肝癌を併発しておらず、DNA コピー数が低 titer であれば登録可能である。ただし、考慮される移植時期の3ヶ月以上前より予防的に核酸アナログを使用開始することが望ましい。登録にあたっては肝臓専門医のコンサルトを受け、意見書を添付すること。6ヶ月毎の経過観察結果を報告する。核酸アナログ使用下で低 titer の場合も移植登録可能とする。

4) HCV

抗ウィルス薬の進歩により PCR 陰性となる症例が増加しており、肝硬変や肝癌を併発しておらず、抗ウィルス薬投与終了後 PCR 陰性を維持している場合に登録可能とする。登録にあたっては肝臓専門医のコンサルトを受け、意見書を添付すること。ただし、6ヶ月毎の経過観察結果を報告する。抗ウィルス薬投与中の症例はその時点では登録不可とする。